

## 令和 7年度 11月分 工事請負変更契約状況表

(単位 : 円)

(上水・工水・下水・農集・漁集会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備 考
管路整備課 24100012	R6. 7. 5	手平3丁目～杭ノ瀬配水管布設替工事	株式会社中山建設 中山 善嗣	213, 334, 000	188, 476, 571			269	R6. 7. 6 R7. 3. 31	
	R7. 3. 18							340	R6. 7. 6 R7. 6. 10	
	R7. 6. 5							513	R6. 7. 6 R7. 11. 30	
	R7. 11. 21			234, 487, 000	207, 163, 000		18, 686, 429	513	R6. 7. 6 R7. 11. 30	9. 91%
下水道企画建設課 24100038	R6. 10. 21	北部処理区支線工事その10	株式会社関組 関 祐亮	207, 443, 500	182, 404, 970			161	R6. 10. 22 R7. 3. 31	
	R7. 3. 19							360	R6. 10. 22 R7. 10. 16	
	R7. 10. 10							400	R6. 10. 22 R7. 11. 25	
	R7. 11. 10			212, 983, 100	187, 275, 000		4, 870, 030	400	R6. 10. 22 R7. 11. 25	2. 67%
下水道企画建設課 24100045	R7. 1. 15	北部処理区支線工事その9	株式会社日紀建設 玉置 紀博	201, 249, 400	175, 622, 477			75	R7. 1. 16 R7. 3. 31	
	R7. 3. 21							360	R7. 1. 16 R8. 1. 10	
	R7. 11. 18			228, 878, 100	199, 732, 500		24, 110, 023	440	R7. 1. 16 R8. 3. 31	13. 73%
下水道企画建設課 24100047	R7. 1. 27	中央処理区支線工事その10	株式会社坂口興業 坂口 秀樹	148, 018, 200	129, 441, 400			63	R7. 1. 28 R7. 3. 31	
	R7. 3. 24							310	R7. 1. 28 R7. 12. 3	
	R7. 11. 12							428	R7. 1. 28 R8. 3. 31	
管路整備課 25100007	R7. 5. 21	納定～黒田配水管改良工事	株式会社青木工業所 青木 保誠	42, 801, 000	38, 932, 960			270	R7. 5. 22 R8. 2. 15	
	R7. 11. 10			41, 899, 000	38, 104, 000		△ 828, 960	270	R7. 5. 22 R8. 2. 15	-2. 13%
下水道企画建設課 25100012	R7. 5. 23	中央処理区汚水管布設替工事その2	有限会社R I S S O H 北谷 昌章	10, 424, 700	9, 457, 605			180	R7. 5. 24 R7. 11. 19	
	R7. 11. 5			10, 503, 900	9, 528, 200		70, 595	180	R7. 5. 24 R7. 11. 19	0. 75%
維持管理課 25100027	R7. 7. 22	神前2電気防食装置更新工事	株式会社ナカボーテック 大阪支店 池田 英輔	11, 308, 000	10, 277, 520			120	R7. 7. 23 R7. 11. 19	
	R7. 11. 13			12, 210, 000	11, 088, 000		810, 480	120	R7. 7. 23 R7. 11. 19	7. 89%
管路整備課 25100034	R7. 8. 8	屋形町2丁目～屋形町3丁目配水管布設替工事	ヤスキ水道工業株式会社 中口 泰樹	84, 128, 000	76, 839, 895			170	R7. 8. 9 R8. 1. 25	
	R7. 11. 11			94, 171, 000	86, 009, 000		9, 169, 105	170	R7. 8. 9 R8. 1. 25	11. 93%

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100012号
工 事 名	手平3丁目～杭ノ瀬配水管布設替工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ 200mm DIP GX形 L=450.0m      φ 150mm DIP GX形 L=353.6m      φ 100mm DIP GX形 L= 46.1m      φ 75mm DIP GX形 L= 16.9m</p> <p>消火栓設置工 単口 3箇所      給水切替工 144箇所      既設管撤去工 1式      仮設配管工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下埋設物が支障になったことにより、切管及び異形管が当初設計より増えた事による増工。</li> <li>・夜間工事は全面通行止を行い、迂回看板等で迂回先を周知していたが、安全でスムーズな交通誘導を行う事が難しくなったため交通誘導員の配置員数を増員したことによる増工。</li> </ul> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同条第4項第3号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更とするものである。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100038号
工 事 名	北部処理区支線工事その10
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200VP管推進工(低耐荷力圧入二工程式) L= 43.6m        φ200VP管推進工(低耐荷力泥土圧式) L= 50.7m        φ200PRP管布設工 L=552.9m</p> <p>マンホール工        (2号-2、1号-12、楕円-2、小型レゾン-6) 24か所        取付管およびます工 93か所</p> <p>付帯工 1式        仮設工 1式        水道移設工 1式        整備面積(汚水) A=1.78ha</p>
変 更 の 理 由	<p>北部処理区支線工事その10（和歌山市島橋南ノ丁地内）の4119路線において、開削工法で施工予定だったが、既設ガス管と既設雨水管が縦断的に支障となるため推進工法に変更したことによる増額変更となつた。また4117路線において推進工法の低耐荷力圧入二工程式を施工していたが、地下水位が高く地盤の安定が保てないため先導体も不安定になり施工不能となつたため低耐荷力泥土圧式に変更したことによる増額変更となつた。</p> <p>このことにより、建設工事請負契約書第18条第1項第5号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の適用により請負代金の増額変更。</p>

年 度	令和6年度
工 事 番 号	第24100045号
工 事 名	北部処理区支線工事その9
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>φ200mmVP管推進工（低耐荷力圧入二工程式）L=154.7m        φ250mm(φ150mm)鋼製さや管ボーリング推進工 L= 30.9m        φ300mm(φ150mm)鋼製さや管ボーリング推進工 L= 20.5m        φ200mmPRP管布設工 L=363.5m        マンホール工 27か所        (2号-4、1号-4、楕円-3、小型レゾン-7、小型塩ビ-9)        取付管およびます工 51か所        付帯工 1式        水道管移設工 1式        整備面積（分流・汚水） A=1.08ha</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事の管渠工（推進工）において、地下埋設物が支障となり、流向を変更することで推進工の延長が増加となった。このことにより、建設工事請負契約書第18条第1項第4号の規定により設計図書の変更を行い、同契約書第25条の規定により請負代金の増額変更を行いたい。</p> <p>また、このことについて工法検討に時間を要したことで工期内での完成が困難となつたため、受注者より同契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出がありましたので、同契約書同条第2項及び第24条に基づき80日間の工期延長を行いたい。</p>

様式第2号

(変更契約用)

年 度	令和6年度	
工 事 番 号	第24100047号	
工 事 名	中央処理区支線工事その10	
変更後の工事場所		
変更後の工事概要	<p>【1工区】            φ200mmPRP管布設工 L=521.2m            φ200mmVU管布設工 L= 68.7m            マンホール工 41か所            (1号-8、樅円-7、塩ビ-26)            取付管およびます工 63か所            付帯工 1式            水道移設工 1式            整備面積（汚水） A=2.85ha</p> <p>【2工区】            φ200mmPRP管布設工 L= 36.7m            マンホール工 4か所            (樅円-1、塩ビ-3)            取付管およびます工 3か所            付帯工 1式            水道移設工 1式            整備面積（汚水） A=0.13ha</p>	
変 更 の 理 由	<p>本工事は、関戸4丁目地内と西浜地内において既設ガス管が管布設位置と近接しているためガス管を移設する予定だったが、大阪ガスの移設工事の着工及び進捗が遅れたため、再度調整を行うこととなり、本工事の当初予定していた施工時期も延期となった。</p> <p>以上の理由により、受注者である株式会社坂口興業代表取締役坂口秀樹から建設工事請負契約書第22条第1項に基づく工期延長請求書の提出があったので、同契約書同条第2項及び第24条に基づき118日間の工期延長をいたしたい。</p>	

年 度	令和7年度
工 事 番 号	第25100007号
工 事 名	納定～黒田配水管改良工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>[新設]  <math>\phi</math> 150mm DIP GX形 L=182.5m</p> <p>[布設替]  <math>\phi</math> 150mm DIP GX形 L=47.0m  <math>\phi</math> 100mm DIP GX形 L=5.7m  <math>\phi</math> 75mm DIP GX形 L=6.6m          消火栓設置工 1箇所          給水管切替工 15箇所          既設管撤去工 1式          仮設配管工 1式</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <p>舗装本復旧において、同工事区間内を施工中の道路建設課と再協議の結果、道路建設課での施工となったことにより減額。</p> <p>以上の理由により、工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき、精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるので、同契約書第18条第5項及び第25条の規定による減額変更を行いたい。</p>

年 度	令和7年度		
工 事 番 号	第25100012号		
工 事 名	中央処理区汚水管布設替工事その2		
変更後の工事場所			
変更後の工事概要	<p>φ200mmVU管布設工        マンホール工(1号ー1か所)        取付管およびます工        φ200mmVU管撤去工</p> <p>L= 20.0m        1か所        3か所        L=201.9m</p>		
変 更 の 理 由	<p>道路整備工事との連携において、既設管撤去工の施工箇所が変更となつたため、建設工事請負契約書第19条に基づく設計図書の変更を行うとともに、同契約書第25条の規定により請負金額の変更（増額変更）をいたしたい。</p>		

年 度	令和7年度
工 事 番 号	第25100027号
工 事 名	神前2電気防食装置更新工事
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	流電陽極装置更新工 1式 舗装工 1式
変 更 の 理 由	本工事にあたり次のとおり変更となります。 ①舗装構成変更に伴う増額。 ②土壤調査実施に伴う増額。  以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更いたしました。

年 度	令和 7 年度		
工 事 番 号	第 25100034 号		
工 事 名	屋形町2丁目～屋形町3丁目配水管布設替工事		
変更後の工事場所	和歌山市屋形町2丁目地内から屋形町3丁目地内まで		
変更後の工事概要	<p>φ 300mm DIP GX形 L= 3.9m</p> <p>φ 200mm DIP GX形 L=314.1m</p> <p>φ 100mm DIP GX形 L= 32.3m</p> <p>消火栓設置撤去工 2箇所</p> <p>給水管切替工 12箇所</p> <p>既設管撤去閉栓工 1式</p> <p>仮設配管工 1式</p>		
変更の理由	<p>本工事において、次のとおり設計変更となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設水道管がほぼ全線において点字シートの下に埋設されていたことから、既設管撤去に伴う仮設点字シートの施工および点字シートの復旧が必要となったことによる増額。</li> </ul> <p>以上の理由により、建設工事請負契約書第18条第1項第4号に基づき精査した結果、同契約書第18条第4項第2号に該当すると認められるため、同契約書第18条第5項及び第25条の規定を適用し、増額変更とするもの。</p>		